

令和6年度併設ショートステイ特養転換候補者の募集に係る質問及び回答

受付 番号	質問要旨	回答
1	<p>イ)改築を伴わない転換 【市町及び地域住民等への説明及び理解の状況に関して】</p> <p>イ・改築を伴わない転換に関しては、市町村からの意見書の受領について、要求されていませんが、市町村及び地域住民等への説明の手段として、どのような方法を取ればよろしいでしょうか。</p> <p>① 近隣住民を対象にした説明会を実施しなければならぬのでしょうか。</p> <p>② 市町村の意見を聞くにあたり、介護保険主管課より文章で回答をもらう必要があるのでしょうか。どの程度まで説明・意見聴取を行えばよいか、具体的にご教示お願い致します。</p> <p>※質問要旨中、丸囲み数字は県で追記</p>	<p>① 近隣住民等に対する施設からの説明会は本募集の要件として設定しておりませんので不要です。ただし、地域の実情に応じて応募者の判断で近隣住民の方に実施することを妨げるものではありませんので、所在市町村にご相談ください。</p> <p>② 市町村(介護保険主管課)からの意見聴取を想定していないため、文書による回答も不要です。しかしながら、事業実施にあたり市町村担当課との事前調整を行うことで円滑な事務が見込める場合は、応募者と市町村の両者の負担にならない範囲で意見交換をしていただくことは望ましいと考えます。</p> <p>なお、市町村主管課に対しては、本事業の実施に際して通知をしており、かつ、選定結果公表時も県から同様に通知する予定であることを申し添えます。</p>